

「能登半島地震」対策ニュース

全国災対連 (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連内 TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620

2024年3月13日
NO. 6

全国災対連 政府に要請書を提出 住民・被災者本位の復旧・復興のために全力を

全国災対連は3月12日、政府・内閣府に「能登半島地震被災地復旧・復興に関する要請書」を提出しました。要請には、全国災対連の住江憲勇代表世話人（保団連名誉会長）、石川敏明事務局長代行（全労連）、里村兆美 世話人（保団連）、浅井まり世話人（新婦人）、末延渥史（東京災対連）、松井多恵子世話人（全労連）の6人が参加し、政府側は内閣府大臣官房（防災担当）田辺康彦審議官が対応しました。



住江代表世話人（写真左）は「通常国会が開会中だが、国が被災地能登をどうするのか、注目されている。一刻もはやい復旧・復興にとりくんでほしい」と訴え、要請書を手渡しました。

石川事務局長代行から、①国が責任をもって支援体制を構築すること。②大阪万博は中止し、ライフラインの整備を急ぐこと。③農業・漁業・商業など地場産業の早期復旧で震災以前の状況にもどれるよう、地場産業の支援を行うこと。④被災者再建支援金を850万円以上に引き上げること。⑤被災前のコミュニティ維持のための地域単位での移住計画の実行、ホテル・旅館等の二次避難所の避難者に対して北陸新幹線延伸や「北陸応援割」優先ため強制退

去を行わないことなど12項目を要請しました。

田辺審議官からは、この間の2/3は現地に対応を指揮してきた経験から現地の状況をかたり、上下水道の復旧にむけてチームをつくり早めの対応を図っていること。被災した自治体職員等へのケアも大事であるとの認識、自宅避難者に「見守り隊」で対応していることなどが話されました。

参加者からは、自治体への避難所のガイドラインの再度の徹底や、女性や老人などに配慮した避難所運営と、運営への女性参加の重要性などが強調されました。



2024年3月12日

内閣総理大臣 岸田文雄様

災害被災者支援と災害対策改善を求める
全国連絡会（全国災対連）
代表世話人 小畑雅子
代表世話人 住江憲勇
代表世話人 長谷川敏郎

能登半島地震被災地復旧・復興に関する要請書

2024年1月1日に発生した「能登半島地震」は、2月28日現在、死者241名、住家被害77,703棟（うち全壊7,737棟、半壊12,681棟）と甚大な被害をもたらし、1万人を超える住民が、避難生活を余儀なくされています。被災地では、輪島市内の大規模火災による市街地の喪失、海底隆起による港湾機能の不全、広範囲な地域に及ぶ液状化などの被害が発生しました。地域防災計画が見直されておらず、建物の耐震化や津波対策・地盤改良など過去の震災に学んだ被害想定が行われていないことが、被害が深刻化した一要因であり、政治の無作為による人災の側面は否めません。災害対策の抜本的見直しが必要であるとともに、被災地においては被災住民に寄り添った被災者支援と住民生活本位の復旧・復興、農業・漁業・商業など地場産業・生業の早期再建が強く求められています。

しかし、1月25日に「令和6年能登半島地震非常災害対策本部」が示した「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（案）」は、被災者再建支援金制度が現状のままであるなど、住民の要求や意見が十分に反映されたものとなっていません。

つきましては、住民・被災者本位の復旧・復興のため、下記の各事項について実現を強く要請します。

記

1. 被災地復旧・復興に全力を挙げる。特別法による復興予算を組み、国が責任をもって支援体制を構築すること。ライフライン（道路、電気、上下水道等）と市街地復旧・港湾整備を急ぐこと。大阪万博は中止し、建設資材や工事関係業者などを被災地復旧事業に回すこと。
2. 大企業・資本の誘導による「創造的復興」ではなく、住民・被災者の意見や要望を反映した復旧・復興を行うこと。被災者の生活と生業再建を第一義にした「復旧・復興ビジョン」を示すこと。
3. 農業・漁業・商業など被災地域の地場産業が一日も早く震災以前の状態に戻れるよう、地場産業支援を行うこと。
4. 被災自治体に対し、自治体の裁量で復旧・復興に充てるための財政支援を行うこと。
5. 避難所運営においては、自治体任せにせず、国の責任で必要な措置を講じること。女性や子ども・障がい者・高齢者など「災害弱者」への安全性に配慮し、ニーズに応えた避難所運営とすること。プライバシーの確保、衛生状況の改善など、避難所の抜本的改善を行うこと。自治体に「避難

所運営ガイドライン」を再度周知し、同ガイドランに沿った避難所運営の徹底を求めること。

6. 災害救助法に定められた避難所における1人1日当たりの食費限度額「1230円」を、実際の食料事情に見合うよう大幅に引き上げること。「発生の日から7日間」の救助期間を撤廃し、必要とされる期間中の食料提供を保障すること。
7. 被災者生活再建支援法に基づく支援金については、「見舞金」ではなく損害補填の位置付けを明確にすること。被害の実態に見合った家屋再建を保障するため、給付額を上限300万円から少なくとも850万円以上に引き上げること。また、支給対象を限定して被災者を分断するのではなく、家屋の半壊や一部損壊など支給対象の被害の範囲を広げること。支援金の財源については、国庫負担割合を引き上げて確保すること。
8. 災害援護資金や緊急災害復旧資金など各種融資について、利率や償還期間などは東日本大震災と同様の特例条件を適用すること。雇用調整助成金は、新型コロナウイルスのパンデミック時と同様の特例措置に引き上げること。
9. ホテル・旅館等の二次避難所に避難中の被災者に対し、北陸新幹線の延伸や「北陸応援割」の実施を優先する目的での、期限を定めた強制的な退去などは行わないこと。
10. 「仮設住宅」を早急に大量建設するとともに「みなし仮設住宅」を十分に確保し、避難所で長期間生活せざるを得ない状況を早急に解消すること。「仮設住宅」や「みなし仮設住宅」への入居にあたっては、被災前の地域コミュニティを維持するために、地域単位での移住計画を実行すること。「仮設住宅」「みなし仮設住宅」入居後の被災者に対しても、支援を継続すること。
11. 「災害ケースマネジメント」の手法を取り入れ、避難者にカウントされない「自宅避難者」に対しても必要な支援を行うこと。
12. 地震直後に志賀原子力発電所で発生した一連のトラブルの全貌を国民の前に明らかにし、再発防止対策を徹底すること。すべての原発において、被災・事故の際の避難計画を全面的に見直し、廃炉とすること。

以 上